

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 1 月 定 例 会 ——

令和2年1月16日（木）

開 催 日 時 令和2年1月16日（木） 午後2時00分～午後2時58分

開 催 場 所 505会議室

出 席 委 員 古川正之 教育長  
森井良子 教育長職務代理者  
三町章 委員  
山口有紀子 委員  
丸山憲子 委員

説明のための出席者 齊藤豊 教育部長  
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長  
川上吉晴 地域学習担当部長  
余語聡 教育総務課長  
安部幸一郎 学務課長  
荒木忍 教育施策推進担当課長  
季高一成 地域学習支援課長  
坂本伸之 中央公民館長  
利光良平 中央図書館長  
飯島健一 教育総務課長補佐  
松長功二 学務課長補佐  
関口優一 学校給食センター所長  
岡村由美子 指導課長補佐  
小影俊一 指導主事

書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主任  
傍 聴 者 0名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会1月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は三町委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（４）及び議案第３７号から第３９号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

#### ○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

#### （事務局報告事項）

#### ○古川教育長

はじめに、事務局報告事項を行います。

（１）損害賠償請求事件訴訟の応訴について、説明をお願いいたします。

#### ○齊藤教育部長

事務局報告事項（１）損害賠償請求事件訴訟の応訴についてを報告いたします。

資料はございません。

本件は、令和元年１２月９日付で、東京地方裁判所立川支部に訴えがあったもので、小平第十一小学校に在籍する児童及びその親権者から市に対しまして、国家賠償法による損害賠償を求めらるるものでございます。

訴えの内容につきましては、平成３１年４月以降、児童が不登校の状態に至ったことは、小平第十一小学校教諭らの安全配慮義務違反によるものであるとして、慰謝料３００万円の支払いを求めらるるというものでございます。市といたしましては、小平第十一小学校の教諭らに安全配慮義務違反はないと判断いたしましたので、関係手続を弁護士に委任し、対応してまいりたいと存じます。

#### ○古川教育長

次に、（２）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

#### ○齊藤教育部長

事務局報告事項（２）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

令和2年1月15日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で9校、28学級、中学校で4校、9学級でございます。

各学校には、市内及び都内の学級閉鎖等の情報を提供するとともに、インフルエンザの予防の指導として、小まめな手洗い、咳エチケットの励行、教室等の適度な室内加湿・換気等の実施について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

#### ○古川教育長

次に、(3)小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

#### ○齊藤教育部長

事務局報告事項(3)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.2のとおりでございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明させます。

#### ○余語教育総務課長

本日、報告いたしますのは7件でございます。うち、新規申請は1件でございます。

受付番号(80)玉川上水を嘉六さんと一緒に歩こうは、玉川上水46億年を歩く実行委員会が主催する事業で、玉川上水の写真を撮り続けている写真家の加藤嘉六氏の話聞きながら、玉川上水から皇居までの46キロメートルを5回にわけて歩くものです。

その他の6件は、例年もしくは過去に承認しているものでございます。

#### ○古川教育長

ありがとうございました。

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

#### ○三町委員

それでは、今、事務局報告事項の1番の損害賠償請求事件訴訟の応訴について、説明いただいたのは、適切な対応をしてほしいと思います。これまでのいろいろな事例を見ると、例えば、訴訟になって、後で新たな事実が出てくるとか、変な話ですけど、そういうケースもありますので、今までの学校とのかかわりの中でそういうことは、勝ち負けではありませんが、きちんと筋を通しているという判断があるということによろしいでしょうか。

#### ○国富教育指導担当部長

これまでの経緯の中では、保護者の方ともさまざまな機会を通しまして話し合いをしております。これも学校だけではなくて、市の教育委員会の事務局の私どもとも話し合いをしております。

ので、そういった内容が全て保護者の方と私どもの認識として齟齬がないような形で進めておりますので、そういったところでは、後から新事実というようなことはない判断しております。

**○三町委員**

わかりました。それでは、冒頭言いましたように、適切に対応していただけたらと思います。

**○森井教育長職務代理者**

私も今のところで質問ですけれども、平成31年の4月ごろから児童が不登校だということでお話を伺いました。現在の児童の様子など、わかることで結構ですので伺いたいと思います。

**○国富教育指導担当部長**

現在の児童の様子ですけれども、現在も学校には登校していない状況がございます。ただ、訴訟と児童が登校するかどうかというのは別の問題ですので、学校も含めまして、児童が学校に通えるように働きかけは、丁寧に行っているところでございます。

**○森井教育長職務代理者**

ありがとうございます。児童が一日も早く元気に登校できるような状態になることを願っていますので、よろしく願いいたします。

**○古川教育長**

後はよろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

**○古川教育長**

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

(協議事項)

**○古川教育長**

次に、協議事項を行います。

(1) 令和元年度小平市教育委員会表彰について、説明をお願いいたします。

**○齊藤教育部長**

協議事項(1) 令和元年度小平市教育委員会表彰についてを説明いたします。

資料No.4をご覧ください。

小平市教育委員会では、小平市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著な

もの及び他の模範と認められる行為を行ったものを表彰しており、年2回表彰式を行っております。

今回の表彰は、小平市立学校に在学する児童・生徒、または、これらの者で構成する団体に対するものでございます。

対象となりますのは、小平市教育委員会表彰等に関する規程第2条第1号に該当する46名・8団体でございます。

詳細につきましては、資料をご覧くださいと存じます。

#### ○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと存じますが、小平市教育委員会表彰候補者一覧は個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは、表彰理由など概要について、何かございましたらお願いいたします。

#### ○森井教育長職務代理者

今年度もたくさんの児童・生徒の方たちが表彰対象になっているというところで、大変うれしく思いましたが、例年に比べて少し少ないのではないかという感想を持ちました。表彰式は3月12日ということですので、学校には引き続き表彰対象になる児童・生徒の方がいらっしゃるのかということ働きかけていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○古川教育長

要望ということでよろしいでしょうか。

#### ○森井教育長職務代理者

はい。

#### ○古川教育長

ほかによろしいでしょうか。

#### ○丸山委員

スポーツの表彰の方が、比率が高い印象ですけれども、なかなか文化系というのは結果が数値化されないのが残念なところですね。この候補者というのは学校からの推薦ということで、多い学校と少ない学校というのがあるのですけれども、学校ごとの推薦の基準というのが曖昧のように感じます。その部分について、教えてください。

#### ○余語教育総務課長

各学校に同様の基準で、体育、文化、学術について、推薦を挙げるようお願いしております。

確かに学校によって差が出ておりますが、今後、引き続き学校に推薦するように働きかけをしてまいります。

#### ○丸山委員

ありがとうございました。さらに質問ですけれども、候補者の中に団体の中の一メンバーとして出ている方もいらっしゃるのですけれども、この団体と個人という分け方について教えてください。

#### ○余語教育総務課長

個人につきましては、個人の表彰を受けている方、団体につきましては、市を越えた団体で構成されてその団体が表彰されているというようなこともありますので、小平市で例えば1人しかいなくても、団体として表彰されているというような場合は団体という形で表彰されます。

部活以外のところで名目には個人とありますが、団体で表彰された中に小平市内の子がいれば、その子を表彰しているといったような位置づけになります。必ずしも市内で団体を組んでいるというわけではないということでございます。

#### ○丸山委員

ありがとうございました。

#### ○三町委員

一つ大会の規模等どの程度なのか教えてください。53番、令和元年度こども音楽コンクール東日本Aブロック、地方大会（関東等）となっているのですけれども、箏曲というのは琴でしょうか。その大会というのはどんなイメージでしょうか。教えてください。

#### ○余語教育総務課長

こちらは、TBSラジオが主催しており、東日本Aブロックというのは、一都六県の関東でございます。音楽を身近に楽しむという精神を貫き、選曲や演奏形態も自由にするなど門戸を広く開放し、小学校、中学校合わせて12の分野がございます。

主な内容は、重唱、合唱、重奏、吹奏楽、管弦楽のほか、ギター、マンドリン、リコーダー、木琴、琴、打楽器、ハンドベル等による合奏など、大変バラエティーに富んだ演奏がされています。そこで、今回、合奏部門で箏曲が優秀賞で挙がってきているものでございます。

#### ○三町委員

そうすると、箏曲つまり琴の団体の中で選んだということによろしいのでしょうか。どれぐらいの団体が参加しているのでしょうか。

○余語教育総務課長

申し訳ございません。手元に詳細な資料がございません。

○三町委員

それでは、結構です。

○古川教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、小平市教育委員会表彰候補者一覧につきましては、ご質問、ご意見は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

以上で、協議事項（１）を終了いたします。

次に、（２）小平市立学校に係る文化部活動の方針の策定について、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

協議事項（２）小平市立学校に係る文化部活動の方針の策定についてを報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

本件は、教育委員会12月定例会においてご協議をいただきました内容を踏まえ、修正したものでございます。

修正箇所について説明をいたします。3ページをご覧ください。

項番2の合理的でかつ効果的・効率的・効果的な活動の推進のための取組、（１）適切な指導の実施、イの項目にございました「バーンアウト、トレーニング」などの文言を削除し、文化部活動の指導の実態に適した内容に修正いたしました。

具体的には4行目以降を、「生徒とコミュニケーションを十分に図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。」といたしました。



○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、このことにつきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

以上で、協議事項（２）を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩いたします。２時３５分まで休憩といたします。

午後２時１９分 休憩